

本監第 89号

令和8年3月6日

本 巢 市 長 藤 原 勉 様

本巢市議会議長 今枝 和子 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 高 橋 時 男

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和7年度

定期監査報告書

令和8年3月6日

本巢市監査委員

目 次

定期監査結果報告	1
総務部(財政課)	3
企画部(企画広報課)	6
市民部(市民課)	10
市民部(税務課)	13
健康福祉部(健康支援課)	16
議会事務局(総務課)	19
産業経済部(林政課)	21
都市建設部(建設課)	24
水道環境部(上下水道課)	27
教育委員会(社会教育課)	30
教育委員会(教育総務課)	33

定期監査報告書

1 監査の目的

令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じ過年度分も対象）について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、公平・公正かつ適正に執行されているか、また、経済的・効率的かつ有効的に執行されているかを検証することを目的として次のとおり監査を実施した。

2 監査期日及び監査対象課

監査期日	監査対象部署
令和8年2月2日(月)	①総務部 財政課 ②企画部 企画広報課 ③市民部 市民課 ④市民部 税務課 ⑤健康福祉部 健康支援課 ⑥議会事務局 総務課
令和8年2月3日(火)	①産業経済部 林政課 ②都市建設部 建設課 ③水道環境部 上下水道課 ④教育委員会 社会教育課 ⑤教育委員会 教育総務課

3 監査の対象

令和6年度及び令和7年度の令和7年12月26日までに執行した事務事業のうち、次の項目を主眼として定期監査を実施した。

監査対象部署	主眼項目
総務部 財政課	(1) R7 随意契約について (2) 公用車の管理状況について(令和6・7年度) (3) 入札状況について(令和6・7年度)
企画部 企画広報課	(1) R7 委託料について (2) 新たな地場産品創出等推進事業について(令和7年度) (3) デジタル人材確保・育成事業について(令和6・7年度)
市民部 市民課	(1) 国民健康保険事業の運営状況について (2) 戸籍等の氏名の振り仮名追加事業について(令和6・7年度)
市民部 税務課	(1) R7 随意契約について (2) 税の徴収状況について
健康福祉部 健康支援課	(1) 妊婦のための支援給付事業について(令和7年度) (2) 出産・子育て応援事業について(令和6・7年度)
議会事務局 総務課	(1) 政務活動費について(令和6・7年度)
産業経済部 林政課	(1) R7 随意契約について (2) ICT技術等導入支援事業について(令和7年度) (3) 林道整備事業について(令和6・7年度)
都市建設部 建設課	(1) 橋りょう点検修繕事業について(令和6・7年度) (2) 防災安全交付金事業について(令和6・7年度) (3) 河川緊急自然災害防止対策事業について(令和7年度)
水道環境部 上下水道課	(1) 分担金及び使用料の徴収状況について

教育委員会 社会教育課	(1) ジュニア防災リーダー養成事業について(令和6・7年度) (2) 青少年国内派遣事業(沖縄派遣)について(令和6・7年度) (3) 淡墨桜天然記念物保護事業について(令和6・7年度)
教育委員会 教育総務課	(1) R7 随意契約について (2) 奨学金返還支援事業について(令和6・7年度) (3) 本巣中学校空調改修事業について(令和7年度)

4 監査の方法

監査の対象となった事務の執行について、あらかじめ各監査対象部署に指定した監査資料及び関係書類の提出を求め、監査委員が担当部課長又は担当職員より説明を受けたのち、事情聴取を行った。

5 監査の事項

監査では、証憑突合そのほか通常実施すべき項目に加え、「監査の対象の主眼項目」として記載された事業等について着眼点を設定し、その着眼点を中心に聞き取り調査等により監査を行った。

6 監査の結果

監査を実施した対象部署の監査結果は、次に示すとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は、令和7年12月26日現在のものである。

総務部（財政課）

【監査結果】

今回の定期監査は、総務部財政課の随意契約、公用車の管理状況、入札の状況についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

随意契約（令和7年度）の概要については、次のとおりである。

(1) 委託業務

令和7年度の財政課における委託業務は「危険物貯蔵所点検業務」「定期清掃及び日常清掃業務」のほか22件と令和6年度に契約した長期継続契約の3件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが4件、同条同項第2号によるものが18件、同条同項第3号によるものが1件、同条同項第6号によるものが3件、同条同項第8号によるものが1件である。

業務内容は、旧本庁舎他4施設の危険物貯蔵所点検、各施設のし尿浄化槽・合併処理槽汚水処理施設の保守点検・汚でい引き抜き、各施設の定期清掃及び日常清掃などである。

(2) 工事請負

令和7年度の財政課における工事請負は「旧真正分庁舎無線室エアコン設置工事」のほか3件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件、同条同項第1号及び2号によるものが3件である。

業務内容は、エアコン設置工事、各種修繕である。

(3) その他業務

令和7年度の財政課におけるその他業務は「封筒印刷」のほか2件であり、その理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが2件、同条同項第8号によるものが1件である。

業務内容は、封筒作成、清掃用具貸借、印刷機貸借である。

2. 公用車の管理状況について(令和6年度・令和7年度)

公用車管理状況については、次のとおりである。

(1) 公用車の保有状況

所 属	種 別	台 数
財政課	共用車	7
	一般車	37
	専用車（議長車、行政バス）	3
総務課	専用車（消防車両）	26
	専用車（路線バス）	3
	専用車（防災指導車）	1
地域調整課	専用車（路線バス）	3
人事秘書課	専用車（市長車）	1

福祉支援課	専用車 (介護認定調査車)	3
幼児教育課	専用車 (幼稚園バス)	8
学校教育課	専用車 (スクールバス)	2
	専用車 (給食配送車)	6
環境課	専用車 (廃棄物運搬車)	1
社会教育課	専用車 (グラウンド整備車)	1
合 計		102

(2) 車両別の経過年数 (財政課所管車両) (単位: 台)

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上	合 計
軽自動車	0	8	2	6	6	5	27
普通自動車	3	2	0	6	3	4	18
行政バス	0	0	1	0	1	0	2
合 計	3	10	3	12	10	9	47

(3) 車両別の走行距離 (財政課所管車両) (単位: 台)

	2万km 未満	2万km以 上4万km 未満	4万km以 上6万km 未満	6万km以 上8万km 未満	8万km以 上10万 km未満	10万km 以上	合 計
軽自動車	0	5	8	6	2	6	27
普通自動車	1	5	1	2	2	7	18
行政バス	0	0	0	1	0	1	2
合 計	1	10	9	9	4	14	47

(4) 維持管理費 (財政課所管車両) (単位: 千円)

	燃料費	消耗品費 修繕費	役務費	公課費	その他	合 計
令和6年度	4,821	2,591	1,883	242	4,412	13,949
令和7年度	3,288	2,525	1,884	266	47	8,010

※令和7年度は12月末現在

3. 入札の状況について(令和6年度・令和7年度)

令和6年度・令和7年度の入札の状況については、次のとおりである。

(1) 入札件数

【令和6年度】

(単位: 件)

	工事関係	業務委託関係	物品関係	合 計
指名競争入札	57	138	24	219
一般競争入札	50	—	—	50
公募型ポータル方式	0	3	0	3
総合評価落札方式	1	—	—	1
合 計	108	141	24	273

【令和7年度（12月末現在）】

（単位：台）

	工事関係	業務委託関係	物品関係	合計
指名競争入札	52	104	12	168
一般競争入札	44	—	—	44
公募型プロポーザル方式	0	3	0	3
総合評価落札方式	1	—	—	1
合計	97	107	12	216

（2）入札参加資格審査業務

工事、測量・建設コンサルタント業における入札参加資格審査受付については、岐阜県及び県内42市町村が共同受付を行っている。物品・役務については、市単独で入札参加資格審査受付を行っている。

【審査処理数】

（単位：件）

	建設工事	測量・建設コンサルタント	物品・役務
令和6年度	1,550	155	882
令和7年度	1,116	480	33

※令和7年度は12月末現在

※測量・建設コンサルタント、物品・役務は2年毎に新規受付（物品・役務は7年度より随時受付）

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、公用車の管理状況、入札の状況については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限り適用できるものである。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規定、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

公用車の管理状況は、保有状況、経過年数、走行距離および維持管理費について、適切に管理されており、無駄のない運用が図られていることが認められる。車両の経過年数や走行距離のデータが整備されていることは、効果的な車両更新や維持管理の計画立案に資するものであり、今後も継続して適切な管理体制を維持されたい。維持管理費の適正化にも取り組まれており、経費削減と効率的な資産運用に努められている点を評価する。さらに、環境負荷軽減や燃費改善を目的とした車両選定・導入の検討等も今後の課題として推進されることを望む。

入札の状況は、入札参加資格審査業務等で適正に運用されており、入札者の資格管理が確実に行われている状況である。今後も競争性の確保や適正な価格形成に資するため、入札制度の改善や審査体制の見直しを継続的に検討することを望む。

企画部（企画広報課）

【監査結果】

今回の定期監査は、企画部企画広報課の委託料、新たな地場産品創出等推進事業、デジタル人材確保・育成事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 委託料について

令和7年度の企画広報課における委託業務は「本巣市地域おこし協力隊導入支援業務」「ふるさと”もとす”応援寄附金受入委託業務のほか22件であり、そのうち入札によるものが3件、残り21件が見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが6件、同条同項第2号によるものが14件、同条同項第6号によるものが1件である。また「女性の再就職を目的とした女性活躍講座委託業務」ほか2件が指名競争入札である。

業務内容は、募集企画作成支援・採用活動支援・面談・着任準備支援業務、寄附管理・返礼品・プロモーションに関する業務などである。

2. 新たな地場産品創出等推進事業について（令和7年度）

新たな地場産品創出等推進事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

ふるさと”もとす”応援寄附金への返礼品となる地場産品の新たな創出やそれに係る事業所立地の促進、既存生産体制の強化等を行うことで、市内に新たな産業や雇用の創出を図り、地域の活性化を目指すことを目的とする。

（2）事業の内容

事業者と市が共同でプロジェクトを立ち上げ、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより寄附金を募り、集まった寄附金を補助金として交付する。

寄附金の募集金額の目標額は補助対象経費の1.25倍とし、その10分の4を補助金額として交付する。目標額を達成後も寄附を継続することも可能で、目標額の2倍を達成すれば、100%の補助を受けられることとなる。

（3）採択事業

○いちご狩り体験施設の整備

自身の農園を期間的にいちご狩り体験や農業体験施設とすることで、本巣市に訪れて楽しめる返礼品を新規に登録する。

【現在ふるさと納税で提供されている返礼品】

いちご、冷凍いちご、いちごのグラノーラ

【事業達成によってふるさと納税で提供される返礼品】

いちご、冷凍いちご、いちごのグラノーラ、いちご狩り、農業体験

・寄附金の募集開始 令和6年12月4日

・累計寄附金額 8,361,000円（令和7年12月26日現在）

○本巣市への本社及び食肉加工工場の移転

本巣市に食肉加工工場を建設し、現在他市に所在する本社機能を含む全機能を移転し、

生産量増加、生産性向上、地場産品開発を実現する。

【現在ふるさと納税で提供されている返礼品】

飛騨牛（精肉）

【事業達成によってふるさと納税で提供される返礼品】

飛騨牛(精肉・加工肉)、牛(精肉・加工肉)、豚(精肉・加工肉)、鶏(精肉・加工肉)

・ 寄附金の募集開始 令和7年8月28日

・ 累計寄附金額 361,047,000円（令和7年12月26日現在）

3. デジタル人材確保・育成事業について（令和6年度・令和7年度）

デジタル人材確保・育成事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

組織の中核を担いDXの取組を推進することができる人材を集中的に確保・育成し、本巢市のDXの推進を図る。

(2) 事業の内容

○DX基礎研修

アクションプラン実践研修、実行支援

【アクションプラン実行研修取組テーマ】

総務課	バスロケーションシステムの拡充
	SMS（ショートメッセージ）による通知
財政課	行政手続のオンライン化（入札参加資格審査申請）
	行政手続のオンライン化（行政バスの使用許可申請）
地域調整課	AI議事録
人事秘書課	会計年度任用職員の月次給与処理の自動化
企画広報課	オンライン×AIで実現！これからの市民意見収集のカタチ
市民課	書かない窓口の拡充による窓口業務効率化
税務課	キャッシュレス決済の拡充
福祉支援課	議事録自動作成システム及び映像通訳ツール等の活用による窓口業務の効率化
長寿支援課	行政手続のオンライン申請の利用促進
健康支援課	本巢市がん患者医療用補正具購入費助成金の手続きオンライン化
農政課	有害鳥獣による農作物被害遠隔監視
	スマート農業技術の導入支援
林政課	森林の土地の所有者届出書オンライン化
商工観光課	商品券のデジタル化
建設課	道路占用許可業務におけるオンライン化の推進
都市計画課	行政手続のオンライン化の推進（住宅関連補助金の申請手続き）
上下水道課	AIによる衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査の推進
環境課	ごみ袋販売及び手数料支払い業務の効率化
会計課	口座登録システムの導入
議会事務局	生成AIによる資料作成効率化
教育総務課	チラシ配布デジタル化
学校教育課	GIGAスクールの推進
幼児教育課	子育て支援サイト・アプリによる情報発信の充実
	幼稚園・保育園の申込みから決定までの業務改善

社会教育課	施設鍵管理システムの導入
	施設予約システムの充実
	電子図書館の実現

○DX実践研修

- ・AI-OCRトライアル
- ・RPAのシナリオ作成支援、内製化支援

【令和6年度RPA導入業務一覧】

原課名	業務内容	件数	導入前	導入後
企画広報課	ふるさと納税に関する配信処理	12件	120分	6分
学校教育課	児童生徒数、クラス別人数、長子数の集計	12件	360分	48分
人事秘書課	職員採用試験業務の自動化	80件	480分	11分
教育総務課	後援名義申請の自動化(実績報告書含む)	50件	500分	7分
市民課	国保月報資料作成(月末人口処理)	12件	72分	3分
幼児教育課	留守家庭教室の台帳(システム)への登録	700件	1,440分	175分
会計課	振込データ数の取得業務	600件	6,000分	70分
会計課	債権者登録業務の自動化	300件	1,500分	100分

【令和7年度RPA導入業務一覧】

原課名	業務内容	件数	導入前	導入後
市民課	コンビニ交付支払いのとりまとめ作業	72件	1,008分	72分
総務課	消防団員等出動報酬登録シナリオ	6件	360分	20分
総務課	自治会世帯数の変更通知作成	12件	1,440分	378分
都市計画課	市営住宅収入申告書入居者対照の確認	1件	240分	7分
農政課	農用地等の貸付申込書の台帳転記	120件	360分	12分
林政課	森林の土地所有者届書をエクセル台帳へ転記	70件	350分	12分
会計課	税収入集計表の数転記シナリオ	2,160件	12,000分	1,800分
会計課	銀行振り込み回数取得	600件	1,200分	100分
環境課	葬祭費助成金支給申請書件請求書の台帳転記	420件	840分	70分
企画広報課	空き家バンク申請書情報ワードに文字起こし	10件	600分	480分
企画広報課	ふるさと納税システム登録対象検索シナリオ	12件	60分	30分
議会事務局	一般質問答弁書の統合ファイル作成	4件	480分	240分
健康支援課	妊婦のための支援給付金申請をエクセル台帳へ転記	480件	2,400分	40分
社会教育課	ファイル無害化ダウンロード処理	48件	240分	24分
商工観光課	文殊の森公園施設使用申請の台帳転記	250件	500分	38分
人事秘書課	会計年度任用職員の勤怠登録	2,520件	6,192分	1,260分
税務課	軽自動車の減免申請の登録処理	200件	200分	27分
税務課	軽自動車新規登録処理	300件	1,500分	300分
税務課	収納関連の業務	720件	3,600分	720分
税務課	収支状況PDF出力のシナリオ	72件	180分	24分
長寿支援課	高齢者タクシー乗車券交付申請書の台帳転記	800件	1,600分	107分

○伴走型支援

伴走支援、コミュニケーション活性化支援、DX推進サポート（よろず相談）

(3) 事業実施による効果等

専門家による講義や研修を受講することで、職員の地方公共団体におけるデジタル化に関する知識や活用する能力の向上が図られることにより、本市のDXの取組を一層強力に推進することができる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である委託料、新たな地場産品創出等推進事業、デジタル人材確保・育成事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

委託料は、関係法令に基づき適正に執行されており、入札や見積徴取により公平・公正が保たれている。多様な業務内容に対応した委託が適切に行われていることが確認された。

新たな地場産品創出等推進事業は、市の地域活性化を目的に、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより寄附金を募り、産業や雇用の創出に繋げている。いちご狩り体験施設の整備や食肉加工工場の移転等、新たな返礼品の創出と地場産業の強化が進んでいる。寄附金も目標額に対して順調に集まっている状況である。多様な地域資源と企業との連携を一層深化させながら、地域経済の持続的発展に寄与する施策展開を期待する。

デジタル人材確保・育成事業は、DX 基礎研修や実践研修、伴走型支援など多様な取り組みが実施され、職員のデジタルリテラシー向上とDX 推進能力の強化が図られている。研修効果の定期的な評価と改善を継続し、職員のスキルを着実に高める体制の構築を図られることを望む。

市民部（市民課）

【監査結果】

今回の定期監査は、市民部市民課の国民健康保険事業の運営状況、戸籍等の氏名の振り仮名追加事業についてを主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 国民健康保険事業の運営状況について

国民健康保険事業の運営状況の概要については、次のとおりである。

(1) 国保被保険者数と国保世帯数の推移

国民健康保険における被保険者数について、令和2年度からの推移を見ると社会保険や後期高齢者医療制度への加入者の増加等の要因により1,400人余りの減少となり、人口減少率(△2.84%)を上回る減少率(△20.10%)となっている。

また、被保険者に占める65歳以上の割合は、令和3年度をピークに減少傾向にあり、令和7年10月末現在では46.62%となり、令和2年度と比較し4.86%減少している。

[単位：人・世帯]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本巢市人口	33,580	33,183	33,087	32,956	32,684	32,627
被保険者数	7,141	7,004	6,758	6,396	6,016	5,706
本巢市世帯数	12,687	12,662	12,900	13,107	13,396	13,416
国保世帯数	4,305	4,314	4,244	4,070	3,736	3,696

※本巢市人口・世帯数は各年度末の値（令和7年度は12月末現在）

被保険者数・国保世帯数は各年度の平均値（令和7年度は年度平均に近い10月末現在）

(2) 国民健康保険財政の概要

国民健康保険特別会計（事業勘定）は平成30年度から県単位化により財政運営の仕組みが大きく変わって以降、令和4年度より被保険者数の減少や一人当たりの医療費増加により単年度収支が赤字化し、国民健康保険基金からの繰入に頼る形で運営を行っている。

歳入総額から歳出総額を差し引く形式収支は毎年度黒字となっているが、単年度収支は、令和2年度、令和3年度は黒字であったものの、令和4年度は約5,600万円、令和5年度は約9,200万円、令和6年度は約9,100万円の赤字となっている。

[単位：千円]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額	3,555,153	3,606,518	3,608,001	3,567,145	3,383,371
歳出総額	3,437,335	3,444,202	3,503,893	3,511,874	3,324,605
形式収支	117,818	162,316	104,108	55,271	58,766
単年度収支	22,406	76,179	△56,515	△92,132	△90,755
基金残高	629,670	661,351	663,044	619,748	525,498

(3) 一人当たりの保険税調定額と保険給付費・事業費納付金

被保険者一人当たりの保険税調定額（課税額）と保険給付費・国保事業費納付金を見ると、一人当たり調定額は上昇傾向にあり、令和7年12月末時点では100,204円となり前年度と比較して3,382円増加している。

一人当たり保険給付費は、高齢者の増加や医療の高度化などにより毎年増加しており、令和6年度は385,472円となり前年度と比較して1,632円増加している。

また、令和7年度の一人当たり納付金は、147,078円となり前年度と比較して2,300円増加している。

[単位：円]

年 度	一人当たりの調定額（課税額）				一人当たりの 保険給付費	一人当たりの 国保納付金
	医療分	支援金分	介護分	全体		
令和元年度	65,765	21,143	24,913	94,000	334,448	129,065
令和2年度	67,156	21,531	25,627	95,853	335,737	125,046
令和3年度	68,291	21,895	26,029	97,425	348,306	120,469
令和4年度	67,756	21,746	25,524	96,664	361,620	137,914
令和5年度	67,763	21,874	26,526	96,999	383,840	145,354
令和6年度	67,539	21,865	25,340	96,822	385,472	144,778
令和7年度	69,625	22,613	24,990	100,204	—	147,078

(4) 国民健康保険税率の推移

国民健康保険税の税率の推移は次のとおりであり、平成22年度以降は改定されていない。

年 度	医療給付費分			後期高齢者支援分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
平成22～ 令和7年度	6.20	25,100	25,600	2.00	8,500	7,500	1.70	14,200	—

(5) 国民健康保険税の収納状況

令和2年度以降の国民健康保険税の収納状況は次のとおりである。

[単位：千円]

年 度	現 年 分			滞納繰越分			備 考
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
令和2年度	684,490	668,122	97.61%	65,894	24,455	37.11%	
令和3年度	682,585	667,025	97.72%	50,347	16,919	33.60%	
令和4年度	653,257	631,118	96.61%	41,047	12,861	31.33%	
令和5年度	620,403	595,678	96.01%	47,160	13,210	28.01%	
令和6年度	582,482	562,043	96.49%	55,810	14,242	25.52%	
令和7年度	585,084	357,745	61.14%	54,418	9,829	18.06%	12月末現在

2. 戸籍等の氏名の振り仮名追加事業について（令和6年度・令和7年度）

戸籍等の氏名の振り仮名追加事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（令和7年5月26日）により、戸籍の記載事項、住民票、マイナンバーカード、署名用電子証明書に氏名の振り仮名を追加することが定められたため、関連するシステムの改修、振り仮名届出の受付及び記載事務を行うため。

(2) 事業の内容

○令和6年度に振り仮名追加に関する戸籍・戸籍附票・住基のシステム改修

○令和7年度に「仮の振り仮名」の通知書作成・本籍人あてに発送し、振り仮名の受付及び記載事務

- ・本籍数：約 15,000 戸籍
- ・仮の振り仮名通知書発送数：18,183 通（令和7年8月28日発送）

○証明書の振り仮名記載

- ・届出により公証されるまで、振り仮名は記載されない
- ・施行日以降、出生や帰化により初めて戸籍に記載される者については、出生届や帰化届等に併せて振り仮名を届け出るため、届出と同時に戸籍や住民票に振り仮名が記載される
- ・制度開始から1年の間に振り仮名の届出がなかった場合、市町村長の職権により「仮の振り仮名」がそのまま戸籍に記載される

(3) 事業実施による効果等

戸籍、附票、住民票及び印鑑証明書の記載事項、マイナンバーカード及び署名用電子証明書に「氏名の振り仮名」が記載されることにより、官民間わず様々なサービスにおいて、振り仮名を本人確認事項のひとつとして利用することが可能になる。また、氏名を漢字ではなく振り仮名を用いることでデータベース上の処理が容易になり、行政のデジタル化が推進される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の国民健康保険事業の運営状況、戸籍等の氏名の振り仮名追加事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

本市における国民健康保険事業については、被保険者数の減少傾向および高齢者割合の増加という人口動態の変化を背景に事業運営が行われている。令和2・3年度の単年度収支は黒字であったものの、令和4年度以降は赤字が続いており、医療費の増加や被保険者減少の影響が財政に表れている状況である。一方、歳入総額から歳出総額を差し引く形式収支は黒字を維持しているものの、持続可能な事業運営の観点から引き続き財政状況に留意し適正な運営に努められたい。

戸籍等の氏名の振り仮名追加事業については、令和7年5月の関連法改正の施行に伴い戸籍・住民票及び関連証明書に振り仮名を追加するためのシステム改修および業務運用が適切に実施されている。仮の振り仮名の通知や届け出の受付等の事務も計画に基づき円滑に行われている。これにより本人確認の利便性向上や、行政のデジタル化推進が期待される。今後も制度の定着と市民への周知に注力されることを望む。

市民部（税務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、市民部税務課の随意契約及び税の徴収状況を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

(1) 委託業務

令和7年度の税務課における委託業務は「税務地図情報システム保守業務」「住民税申告受付支援システムサーバ機器保守業務」のほか11件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件、同条同項第2号によるものが12件である。

業務内容は、固定資産評価窓口事務・審査申出支援・評価事務に係る問合せ対応の支援のほか、各種保守業務などである。

(2) 印刷製本業務

令和7年度の税務課における印刷製本業務は「住民税特別徴収に関するつづり印刷業務」「軽自動車税納税通知書印刷業務」のほか12件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが2件、同条同項第2号によるものが12件である。

業務内容は、各種納税通知書等の印刷業務などである。

2. 税の徴収状況について

令和6年度及び令和7年度における税の徴収状況は次のとおりである。

税目	年度	12月末時点（4月～12月）の収納状況				年度末収納率（%）	
		現年度分		滞納繰越分		現年度分	滞納繰越分
		収納額（円）	収納率（%）	収納額（円）	収納率（%）		
個人市民税	R7	1,217,557,548	70.0	8,562,143	20.7		
	R6	1,025,822,349	68.3	9,046,802	23.5	99.0	28.2
法人市民税	R7	294,713,000	105.9	227,052	4.6		
	R6	322,823,680	104.9	307,173	6.7	99.7	8.9
固定資産税	R7	2,253,862,738	70.9	10,786,053	20.7		
	R6	2,265,860,025	72.0	9,438,547	19.5	99.4	23.1
固定資産税 （交付金等）	R7	1,199,300	100.00	0	—		
	R6	1,209,000	100.00	0	—	100.0	—
軽自動車税 （種別割）	R7	121,055,250	99.0	415,263	20.7		
	R6	118,681,300	99.1	412,400	20.8	99.4	28.4
軽自動車税 （環境性能割）	R7	8,882,600	100.00	0	—		
	R6	9,495,500	100.00	0	—	100.0	—
市たばこ税	R7	166,644,126	89.8	0	—		
	R6	172,856,361	89.2	0	—	100.0	—

入湯税	R7	18,012,300	100.0	0	—		
	R6	19,003,600	100.0	0	—	100.0	—
合計	R7	4,081,926,862	73.8	19,990,511	19.9		
	R6	3,935,751,815	74.3	19,204,922	20.5	99.4	24.6

令和7年12月末現在の年度別滞納状況は次のとおりである。

単位：円

年 度		市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税
平成23年度	調定額	40,027	0	0	0
	徴収額	22,598	0	0	0
	未収金額	17,429	0	0	0
平成24年度	調定額	107,700	0	0	0
	徴収額	8,655	0	0	0
	未収金額	99,045	0	0	0
平成25年度	調定額	42,010	0	73,000	0
	徴収額	11,299	0	10,000	0
	未収金額	30,711	0	63,000	0
平成26年度	調定額	81,736	0	503,300	0
	徴収額	24,942	0	7,900	0
	未収金額	56,794	0	495,400	0
平成27年度	調定額	547,332	0	879,263	0
	徴収額	40,508	0	9,600	0
	未収金額	506,824	0	869,663	0
平成28年度	調定額	470,002	0	673,800	12,900
	徴収額	2,885	0	0	0
	未収金額	467,117	0	673,800	12,900
平成29年度	調定額	468,995	10,000	912,300	12,000
	徴収額	18,030	10,000	58,400	0
	未収金額	450,965	0	853,900	12,000
平成30年度	調定額	643,961	50,000	1,012,181	30,700
	徴収額	40,607	49,800	156,500	6,000
	未収金額	603,354	200	855,681	24,700
令和元年度	調定額	924,428	50,000	2,349,864	92,500
	徴収額	151,445	50,000	405,300	51,100
	未収金額	772,983	0	1,944,564	41,400
令和2年度	調定額	3,881,626	50,000	4,163,177	166,800
	徴収額	221,556	0	349,589	16,300
	未収金額	3,660,070	50,000	3,813,588	150,500
令和3年度	調定額	3,239,829	135,100	5,304,359	205,500
	徴収額	316,187	10,000	730,164	12,800
	未収金額	2,923,642	125,100	4,574,195	192,700
令和4年度	調定額	6,530,105	381,700	7,544,080	312,437
	徴収額	1,050,753	57,252	1,686,986	27,363
	未収金額	5,479,352	324,448	5,857,094	285,074

令和5年度	調定額	9,540,888	3,255,800	10,986,035	375,300
	徴収額	2,143,626	0	2,477,394	64,200
	未収入額	7,397,262	3,255,800	8,508,641	311,100
令和6年度	調定額	15,038,701	988,900	17,700,625	802,700
	徴収額	4,510,638	50,000	4,894,220	237,500
	未収入額	10,528,063	938,900	12,806,405	565,200
合計	調定額	41,557,340	4,921,500	52,101,984	2,010,837
	徴収額	8,563,729	227,052	10,786,053	415,263
	未収入額	32,993,611	4,694,448	41,315,931	1,595,574

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、税の徴収状況については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限り適用できるものである。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規定、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

また、税の徴収状況について、令和6年度・7年度の12月末時点の現年度分収納率は、市民税・固定資産税については70%前後、軽自動車税（種別割）についてはおおむね99%に達している。平成23年度以降の滞納繰状況を見ると、市民税、固定資産税で未収入額が多く、今後の徴収強化施策や不納欠損処分の適切な実施が必要である。納付方法の多様化・拡充、滞納処分の効率化により収納率向上に努められている点を評価する。

今後も滞納者に対する財産調査や差押え等の徴収措置を積極的に継続するとともに、市民への公平性と納付意欲の向上に努められることを期待する。

健康福祉部（健康支援課）

【監査結果】

今回の定期監査は、健康福祉部健康支援課の妊婦のための支援給付事業、出産・子育て応援事業についてを主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 妊婦のための支援給付事業について（令和7年度）

妊婦のための支援給付事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

子ども・子育て支援法等の一部改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行された。現金その他確実な支払い方法で給付することとされていることから、現金の給付を行い、妊産婦への経済的支援の着実な実施を目的とする。

(2) 事業の内容

- ・支給対象者：本県市に住所を有する妊婦
- ・支給金額：妊婦1人につき100,000円
- ・支給時期：1回目 妊娠届出時の申請後 妊婦1人につき現金50,000円
2回目 出生届出時の申請後 出生児1人につき現金50,000円
- ※妊娠届出前に流産した場合は、妊婦50,000円＋（胎児数×50,000円）を支給する。妊娠届出後に流・死産した場合は、胎児数×50,000円を支給する
- ・実績（令和7年4月～令和7年11月申請分）

	申請件数	支給金額
1回目	128人	6,400,000円
2回目	129人	6,450,000円
流産・死産	19人	1,900,000円
計	276人	14,750,000円

(3) 事業実施による効果等

現金給付とすることで、妊産婦及び子育て世帯に対し、経済的負担の軽減を図ることができ、使用用途においても選択肢が増えることになる。

2. 出産・子育て応援事業について（令和6年度・令和7年度）

出産・子育て応援事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

日本経済の再生を目的とした予算事業の一環である本事業は、妊娠期から切れ目ない支援である「伴走型相談支援事業」と経済的支援となる「出産・子育て応援交付金」を一体的に実施することを目的とする。

(2) 事業の内容

【伴走型相談支援事業】

- ・面談対象者 : 妊婦・産婦 (夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨)
- ・面談実施期間 : 妊娠届出時、妊娠6から8か月頃、出生届出から乳児家庭全戸訪問の間
- ・実施内容 : 妊婦・産婦の面談と面談後の情報発信、随時の相談受付等
- ・面談実施者 : 助産師、保健師その他の専門職員
- ・対象者 : 妊婦及び産婦もしくは養育者

【出産・子育て応援交付金】

- ・支給時期 : ①出産応援ギフト : 妊娠届出時の面談後
②子育て応援ギフト : 出生届出時から乳児家庭全戸訪問の間の面談後
 - ・支給内容 : 令和5年10月1日から県が構築した「ぎふっこサイト」を利用して、電子クーポンで出産・育児関連商品の購入、産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用
 - ①出産応援ギフト : 令和5年10月1日から令和7年3月31日に妊娠届出をした妊婦1人当たり5万円相当の電子クーポンを給付
 - ②子育て応援ギフト : 令和5年10月1日から令和7年3月31日までに出生した子ども1人当たり5万円相当の電子クーポンを給付
- ※電子クーポンの有効期限は、①はぎふっこサイト登録後2年8か月、②は子どもの2歳の誕生日まで
- ・実績 (令和6年4月～令和7年11月支払分)

【出産・子育て応援交付金申請件数】

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト	合計
令和6年度	144件	147件	291件
令和7年度	0件	17件	17件

※予算事業であった「出産・子育て応援交付金事業」は、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付事業」として法定化されたため、令和7年4月1日以降に申請した者は新制度で対応

【出産・子育て応援交付金申請件数】

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト	合計
令和6年度	4,361,000円	4,832,000円	9,193,000円
令和7年度	4,669,000円	5,539,000円	10,208,000円

※対象者が「ぎふっこサービス」を利用して電子クーポンで商品を購入した金額

(3) 事業実施による効果等

令和7年4月1日より、子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付事業」が新たに施行されることに伴い、本事業は令和6年度をもって終了することとなった。そのため、令和5年10月から令和6年度中に発効した電子クーポンについて、令和7年度中の電子クーポン使用の経過措置後に、残額ポイントをQUOカードPayと交換する事務を進める。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である妊婦のための支援給付事業、出産・子育て応援事業については、

適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

妊婦のための支援給付事業は、妊娠届出時および出生届出時に現金給付を行うことで、妊産婦への経済的支援を着実に実施している。給付の現金化により利用者が自由に用途を選べることから、支援効果の一層の向上が図られ、出生率減少に歯止めをかけることにつながることを期待する。

また、出産・子育て応援事業は、妊婦のための支援給付事業の施行に伴い、令和6・7年度においては電子クーポン使用に関する経過措置や残額ポイントの現金交換事務を進めるものであり、適正に執行されていることを確認した。

今後も、妊婦や子育て世帯のニーズに即した支援が継続的に行われるよう配慮されたい。また、子育て支援に係る他施策との連携強化を図り、包括的な子育て支援体制の充実に努められることを望む。

議会事務局（総務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、議会事務局総務課の政務活動費を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 政務活動費について（令和6年度・令和7年度）

政務活動費の概要については、次のとおりである。

(1) 政務活動費の交付状況及び使途状況等

政務活動費は、市議会議員の調査研究、その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、月額2万円を4ヶ月毎に分けて交付されるものである。その使途は研究・研修費、調査旅費、資料作成又は購入費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、人件費、事務所費及びその他の経費とされ、その基準は条例及び政務活動費に関する申し合わせにより定められていた。

令和6年度・令和7年度の使途状況は次のとおりである。

政務活動費使途状況（R6年度）

使途区分	令和6年度		備考
	金額(円)	割合(%)	
研究・研修費	444,870	15.6	
調査旅費	144,969	5.1	
資料購入費	254,382	8.9	
広報費	380,716	13.3	
要請・陳情活動費	173,850	6.1	
事務所費	1,317	0.1	
その他の経費 (燃料・電話料金等)	1,448,944	50.9	
計	2,849,048	100.0	

※令和6年度の政務活動費は、1会派(3人)と議員個人(13人)に対し、総額で3,840,000円を交付、そのうち2,849,048円が使用されている。

政務活動費使途状況（R7年度上半期）

使途区分	令和7年度上半期		備考
	金額(円)	割合(%)	
研究・研修費	286,910	21.0	
資料購入費	97,544	7.2	
広報費	132,872	9.7	
要請・陳情活動費	71,320	5.2	
その他の経費 (燃料・電話料金等)	775,432	56.9	
計	1,364,078	100.0	

※令和7年度の政務活動費は、市議会議員の改選があったため、上半期・下半期に分けている。上半期1会派(3人)と議員個人(12人)に対し、総額で1,800,000円を交付、そのうち1,364,078円が使用され、下半期は1会派(3人)と議員個人(12人)に対し、総額で1,800,000円を交付している。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である政務活動費については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

政務活動費は、議会における会派及び議員に対して条例等に基づき、月額2万円を4ヶ月ごとに分けて交付され、その使用は目的に則った研究・研修費、調査旅費、資料作成費等に適正に行われていることを確認した。今後も政務活動費に関する収支報告書や調査研究活動の実績報告書において、使途内容の透明性確保に十分配慮されるとともに、領収書等の証拠書類の不備がないよう徹底して運用されることを期待する。

産業経済部（林政課）

【監査結果】

今回の定期監査は、産業経済部林政課の随意契約、ICT 技術等導入支援事業、林道整備事業についてを主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

(1) 委託業務

令和7年度の林政課における委託業務は「林道崩土除去業務」「経営管理権集積計画作成業務」のほか4件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件、同条同項第2号によるものが5件である。

業務内容は、林道44路線の崩土除去等業務、境界明確化及び集積計画案作成などである。

(2) 工事請負

令和7年度の林政課における工事請負は「本巣地域林道除草工事」及び「スボミ滝洞線支障木伐採工事」であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものである。

業務内容は、除草工事、支障木伐採である。

2. ICT 技術等導入支援事業について（令和7年度）

ICT 技術等導入支援事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

市内の森林技術者は、令和元年度から5年度までの間で43、48、50、45、48とほぼ横ばいで推移しているが、林業労働は山林調査や資材運搬などで急斜面を往復する必要があるなど体力を要し、災害リスクが高い状況が続いており担い手対策は重要な課題となっている。近年、全国的に ICT 技術等の導入が林業分野でも広がっているが、これらの技術は測量作業や運搬作業の省力化につながり、担い手対策の有効な手段として期待できるため、GNSS 測量機器や資材運搬ドローン等の ICT 技術導入に対して支援を行う。

(2) 事業の内容

本市に事業所を有し、かつ林道労働力の確保の促進に関する法律第5条の認定を受けた林業事業体が、ICT 技術等を導入する場合の経費の一部を負担する。

○ICT 技術等導入経費に対する支援

- ・国または県の補助要件に該当する場合 補助率1/4 上限額1,000千円
- ・国または県の補助要件に該当しない場合 補助率1/2 上限額1,000千円

○補助実績

- ・資材運搬用ドローン購入

補助金額 ; 1,000千円 (市1/4 上限1,000千円)

内容・効果：本事業により運搬用ドローンを購入し、苗木や獣害防止用の資材を効率よく運搬することで、低コスト化を図るとともに作業員の安全を確保する

- ・GNSS 測量機購入

補助金額 ; 400千円 (市1/2)

内容・効果：衛星電波を利用する測量システムを導入することで、測点間の伐開を大部

分省略でき、機器の据付け作業時間も大幅に短縮できる。このため作業員の安全が確保され、人員も3人から2人に削減可能であり、測量成果は現地で確認できるため、効率的な作業が可能となり低コスト化や省力化が図れる。

(3) 事業実施による効果等

林業の作業現場に ICT やドローン等の新技術を導入することで、市内の林業事業体の労働生産性の向上に寄与することができ、足場の悪い急斜面での作業が軽減されるため、労働安全対策としても有効であり、労働災害の減少や林業労働の魅力の向上にもつながり、担い手の確保の面でも効果が期待できる。

3. 林道整備事業について（令和6年度・令和7年度）

林道整備事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

林道の機能向上または林道施設の長寿命化を図るため、その構造の一部を改良または補修する者で、林業者等の安全な通行の確保、生活道等の迂回路としての利用を図る。

(2) 事業の内容

【令和6年度】

○委託業務

- ・林道橋りょう補修工事積算・現場管理業務 N=1 式
- ・悪田谷線3号橋橋りょう補修詳細設計業務 N=1 式

○工事請負

- ・上大須線公共林道法面改良工事 L=30m
- ・折越線公共林道越田土橋橋りょう補修工事 L=25m
- ・西ノ谷線県単林道舗装工事 L=145m
- ・鍋倉谷線県単林道舗装工事 L=227m
- ・岩屋線市単林道改良工事 L=12m

【令和7年度】

○委託業務

- ・林道悪田谷線3号橋橋りょう補修工事積算・現場管理業務 N=1 式
- ・水鳥～横蔵線林道測量設計業務 N=1 式
- ・谷山線林道測量設計業務 N=1 式
- ・低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務 N=1 式

○工事請負

- ・本巣地域林道除草工事 L=13,012m
- ・スボミ滝洞線支障木伐採工事 N=1 式
- ・上大須線公共林道法面改良工事 L=16m
- ・道谷線県単林道改良工事 L=3m
- ・スボミ滝洞線県単林道改良工事 L=16.6m
- ・悪田谷線公共林道悪田谷3号橋橋りょう補修工事 L=13m

(3) 事業実施による効果等

林道整備により、法面改良や舗装、橋りょう補修をすることで落石や路面浸食等の被害拡大を防ぎ、利用者の安全を確保することができる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、ICT 技術等導入支援事業、林道整備事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限り適用できるものである。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規定、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

ICT 技術等導入支援事業は、ICT 技術や資材運搬用ドローン、GNSS 測量機等の導入支援を通じて、林業労働の省力化・低コスト化と安全性の向上が図られている。これらの先端技術の活用は急斜面等の危険を伴う作業環境の改善に寄与しており、担い手確保の観点からも有効な施策として評価できる。

また林道整備事業は、林道の補修工事や舗装事業は、法面の安定や橋りょうの補修を通じて利用者の安全確保に資するとともに、林道の機能向上や長寿命化を実現している。公共の安全と林道の維持管理に必要な計画的な整備が期日通り適正に遂行されていることが確認された。今後も計画的な森林整備を継続されることを望む。

都市建設部（建設課）

【監査結果】

今回の定期監査は、都市建設部建設課の橋りょう点検修繕事業、防災安全交付金事業、河川緊急自然災害防止対策事業についてを主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 橋りょう点検修繕事業について（令和6年度・令和7年度）

橋りょう点検修繕事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

道路法の改正（平成25年9月2日施行）により、予防保全の観点も踏まえ5年に一度、道路施設（トンネル・橋りょう等）の点検が義務付けられたことに伴い、本市においても市内の約800橋を5年間で点検する。点検結果に基づき橋りょう修繕計画を策定し、戦略的な維持管理を行うことにより、予防保全・長寿命化等の効果的な維持管理に努め、トータルコストの抑制を図る。ただし、令和6年度及び7年度はPCB塗膜が含まれている橋りょうの詳細設計業務や撤去工事を優先して実施する。

(2) 事業の内容

【令和6年度】

○測量調査設計等委託料

- ・橋りょう点検業務（法定点検） N=123 橋
- ・新軽海橋（軽海地内）橋りょう補修工事積算・現場管理業務 N=1 式
- ・西小鹿橋（西小鹿地内）橋りょう補修詳細設計業務 N=1 式
- ・深谷橋・木戸橋（樽見・大井地内）橋りょう補修詳細設計業務 N=1 式
- ・下真桑72号橋（西町地内）橋りょう補修詳細設計業務 N=1 式

○橋りょう補修工事

- ・新軽海橋（軽海地内）橋りょう補修工事 L=40.8m

【令和7年度】

○測量調査設計等委託料

- ・橋りょう点検業務（法定点検） N=244 橋
- ・深谷橋・木戸橋（樽見・大井地内）橋りょう補修工事積算・現場管理業務 N=1 式
- ・西小鹿橋（西小鹿地内）橋りょう補修工事積算・現場管理業務 N=1 式
- ・下真桑72号橋（西町地内）橋りょう補修工事積算業務 N=1 式

○橋りょう補修工事

- ・深谷橋（樽見地内）橋りょう補修工事 L=15.5m
- ・木戸橋（大井地内）橋りょう補修工事 L=10.2m
- ・西小鹿橋（西小鹿地内）橋りょう補修工事 L=23.5m
- ・下真桑72号橋（西町地内）橋りょう補修工事 L=12.6m

(3) 事業実施による効果等

定期的な点検により橋りょうの現状を確認することで、健全度の判定、または修繕が必要な

箇所を早期に把握することができ、適切な時期に必要な対策を講じることで、道路利用者の安全を確保できる。さらに計画的な予防保全を行い耐用年数を延伸することにより、ライフサイクルコストの低減が期待される。

2. 防災安全交付金事業について（令和6年度・令和7年度）

防災安全交付金事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

防災安全交付金事業は、地域住民の命と安全な暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災・減災対策、地域における総合的な生活空間の安全確保対策を実施する事業である。市内の交通量が多い幹線道路において、児童及び歩行者の安全確保のため、防護柵等を設置し交通安全対策に努める。

（2）事業の内容

【令和6年度】

○市道改良工事

- ・西部連絡道路線（見延地内）防護柵設置工事 L=534.2m
- ・市道真正3003号線（旦内北地内）通学路整備工事 L=65.0m

【令和7年度】

○市道改良工事

- ・市道真正3232号線他（軽海・宗慶地内）防護柵設置工事 L=337.2m

（3）事業実施による効果等

道路や施設の交通安全対策を実施することで、児童及び地域住民の快適で安全安心な生活環境の確保が期待される。

3. 河川緊急自然災害防止対策事業について（令和7年度）

河川緊急自然災害防止対策事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

河川緊急自然災害防止対策事業は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、市が管理する河川の整備事業である。市内を流れる普通河川において、護岸及び河床が未整備のため、土砂堆積による雑草・雑木が繁茂し河川の流下能力が低下しており、集中豪雨等により急激な水位上昇による洪水被害が懸念されているため、早期に護岸及び河床を整備し流下能力を向上させることで未然に洪水被害を防止するとともに、雑草・雑木の繁茂を抑制しトータルコストの低減を図る。

（2）事業の内容

○河川改修工事

- ・中川（宗慶・小柿地内）河川整備工事 L=93.0m

（3）事業実施による効果等

堆積土砂の撤去及び河床を整備することにより、河川の流下能力を向上させ、さらに河川断面を継続的に確保することで、洪水被害を未然に防ぎ地域住民の安全安心な生活環境の確保が期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の橋りょう点検修繕事業、防災安全交付金事業、河川緊急自然災害防止対策事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

橋りょう点検修繕事業は、道路法に基づき約800橋を5年ごとに点検し、健全度の判定や修繕が必要な箇所を早期に把握している。点検結果に基づく修繕計画の策定と実施により、予防保全と耐用年数の延伸が図られており、道路利用者の安全確保とライフサイクルコストの低減に寄与している。今後も橋りょうの点検と修繕計画の遂行を継続し、長期的な橋りょうの保全に努められたい。

防災安全交付金事業は、防護柵の設置や通学路整備を通じて、児童や歩行者の安全対策が適切に実施されている。これにより地域住民の快適かつ安全な生活環境の確保が図られることを期待する。今後も安全対策のさらなる充実と、地域住民により一層信頼いただける安全な生活環境の確保を推進されることを望む。

河川緊急自然災害防止対策事業は、護岸及び河床の整備により河川の流下能力を改善し、集中豪雨等の洪水被害の未然防止を図っている。また、雑草・雑木の繁茂抑制により維持管理のトータルコスト低減にも寄与している。河川管理の総合的な視点から継続的な整備・管理を図り、災害リスクの軽減に努められることを期待する。

水道環境部（上下水道課）

【監査結果】

今回の定期監査は、水道環境部上下水道課の分担金及び使用料の徴収状況（特別会計及び公営企業会計）を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 分担金及び使用料の徴収状況について

分担金及び使用料の徴収状況の概要については次のとおりである。

※令和7年度は令和7年12月26日現在

(1) 上水道事業

① 加入・接続戸数

単位：戸

種目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
単年新規加入戸数	66	88	97	153	173	125	118
接続戸数	11,246	11,177	11,117	11,094	10,942	10,836	10,741

② 加入金

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調定額	13,123,000	0	0	0	0
収入額	12,925,000	0	0	0	0
未収額	198,000	0	0	0	0
種目	滞納繰越分				
	令和2年度	令和元年度	平成30年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	0	0	0	0	
収入額	0	0	0	0	
未収額	0	0	0	0	

③ 水道料金

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調定額	393,228,560	16,846,902	3,564,108	2,593,374	1,969,920
収入額	384,735,592	12,156,044	812,493	197,177	152,292
未収額	8,492,968	4,690,858	2,751,615	2,396,197	1,817,628
種目	滞納繰越分				
	令和2年度	令和元年度	平成30年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	1,300,131	1,492,266	14,336,287	42,102,988	
収入額	41,545	126,990	474,089	13,960,630	
未収額	1,258,586	1,365,276	13,862,198	28,142,358	

(2) 農業集落排水事業

① 加入・接続戸数

単位：戸

種目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
加入戸数	4,993	4,972	4,942	4,923	4,869	4,846	4,813
接続戸数	3,610	3,583	3,526	3,477	3,417	3,376	3,327

② 分担金

単位：円

種目	滞納繰越分				
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調定額	15,170,000	0	0	0	0
収入額	14,770,000	0	0	0	0
未収額	400,000	0	0	0	0
種目	滞納繰越分				
	令和2年度	令和元年度	平成30年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	0	0	0	0	
収入額	0	0	0	0	
未収額	0	0	0	0	

③ 施設使用料

単位：円

種目	滞納繰越分				
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調定額	118,687,602	6,140,495	1,249,230	817,542	666,820
収入額	116,505,642	4,144,783	195,960	112,497	38,500
未収額	2,181,960	1,995,712	1,053,270	705,045	628,320
種目	滞納繰越分				
	令和2年度	令和元年度	平成30年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	712,910	478,503	438,192	10,503,692	
収入額	88,320	30,320	5,046	4,615,426	
未収額	624,590	448,183	433,146	5,888,266	

(3) 公共下水道事業

① 加入・接続戸数

単位：戸

種目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
加入戸数	2,835	2,833	2,826	2,821	2,811	2,802	2,795
接続戸数	2,235	2,225	2,214	2,200	2,185	2,169	2,156

② 分担金

単位：円

種目	滞納繰越分				
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調定額	800,000	0	0	0	0
収入額	400,000	0	0	0	0
未収額	400,000	0	0	0	0
種目	滞納繰越分				
	令和2年度	令和元年度	平成30年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	0	0	0	0	

収入額	0	0	0	0
未収額	0	0	0	0

③ 施設使用料

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調定額	67,496,407	3,066,195	507,815	629,035	925,705
収入額	66,348,227	2,549,525	71,170	25,300	16,280
未収額	1,148,180	516,670	436,645	603,735	909,425
種目	滞納繰越分				
	令和2年度	令和元年度	平成30年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	995,775	996,559	1,738,585	8,859,669	
収入額	60,500	18,386	42,248	2,783,409	
未収額	935,275	978,173	1,696,337	6,076,260	

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である分担金及び使用料の徴収状況については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

分担金及び使用料の徴収状況は、上水道事業の加入金、農業集落排水事業及び公共下水道事業の分担金の滞納繰越分はない。一方で水道料金、施設使用料については滞納繰越額が多い状況である。上下水道課では、公債権と私債権が混在し管理が難しい債権を取り扱っている状況にあるが、債権管理条例に基づき関係所管課と連携を取りながら、現年分の徴収強化を図ることにより翌年度の滞納繰越の予防に努められたい。

教育委員会（社会教育課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会社会教育課のジュニア防災リーダー養成事業、青少年国内派遣事業（沖縄派遣）、淡墨桜天然記念物保護事業についてを主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. ジュニア防災リーダー養成事業について（令和6年度・令和7年度）

ジュニア防災リーダー養成事業の概要については、次のとおりである。

（1）事業の目的

本市の青少年が学校や家庭、地域での防災力を高め、自らの安全を確保するための行動力と災害に備える力をつけ、学校や家庭、地域での防災啓発活動に積極的に参画・活動する次世代の防災リーダーを育成することを目的とする。

（2）事業の内容

【令和6年度】

○ジュニア防災リーダー養成講座

- ・実施日 : 令和6年7月31日・8月1日
- ・参加者 : 市内中・義（7～9）学生 32名
- ・養成講座：6単位

○ホープ防災リーダーズ東北研修事業 ※2泊3日

- ・実施日 : 令和6年7月22日～24日
- ・参加者 : ホープ防災リーダーズ14名

○ホープ防災リーダーズ活動事業

- ・市総合防災訓練
- ・防災士養成講座にてパネルトーク
- ・本巣市政20周年記念イベント防災ブース出店
- ・新聞発行、広報もとすへ防災啓発の記事の掲載

【令和7年度】

○ジュニア防災リーダー養成講座

- ・実施日 : 令和7年8月4日・5日
- ・参加者 : 市内中・義（7～9）学生 24名
- ・養成講座：6単位

○ホープ防災リーダーズ東北研修事業 ※3泊4日

- ・実施日 : 令和7年7月28日～31日
- ・参加者 : ホープ防災リーダーズ10名

○ホープ防災リーダーズ活動事業

- ・七夕防災フェア
- ・サマフェス2025防災ブース出店
- ・地域防災にかかる作戦会議
- ・市総合防災県連防災ブース

- ・北方警察署合同「防災の日」啓発活動
- ・ガラン谷第1砂防堰堤見学会
- ・もとフェス防災啓発ブース出店
- ・クリスマス防災フェア
- ・新聞発行、広報もとすへ防災啓発の記事の掲載

(3) 事業実施による効果等

次世代の防災リーダーを育成することにより、ジュニア防災リーダー養成講座を受講した青少年が学校や家庭、地域において防災啓発活動を自発的に行うことができる。自身の防災力だけでなく、地域の自主防災力の向上にも繋がる活動が期待できる。

2. 青少年国内派遣事業（沖縄派遣）について（令和6年度・令和7年度）

青少年国内派遣事業（沖縄派遣）の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

次代を担う若い世代に、悲慘な沖縄戦の教訓をはじめ、米軍統治時代の沖縄、今日的課題としての米軍基地問題など、過去の歴史を振り返りながら、今を生きるすべての世代の問題として平和を考え、伝えていくこと。さらに、地域づくりを模索し、地域と共に活動する沖縄県東村の人々との交流を通して、郷土本巣市の良さを見つめ、主体的に本巣市の強みを活かしたまちづくりを考えることにより、地域のリーダーとしての育成を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

【令和6年度】

- ・派遣期間：令和6年10月10日～13日 ※3泊4日
- ・派遣先：沖縄県内
- ・派遣人数：団員 9人
- ・自己負担：経費の2分の1
- ・研修会等 (1) 事前研修会 3回
(2) 事後研修会 3回
(3) 報告会 1回

【令和7年度】

- ・派遣期間：令和7年10月11日～14日 ※3泊4日
- ・派遣先：沖縄県内
- ・派遣人数：団員 13人
- ・自己負担：経費の2分の1
- ・研修会等 (1) 事前研修会 3回
(2) 事後研修会 4回
(3) 報告会 1回

(3) 事業実施による効果等

研修先における人々との交流や文化体験等をとおして、青少年が主体的に課題を追究する力を養い、未来の地域のリーダーを養成する。

3. 淡墨桜天然記念物保護事業について（令和6年度・令和7年度）

淡墨桜天然記念物保護事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

国指定天然記念物「根尾谷淡墨ザクラ」の主幹を支える支柱を取り替えることにより、淡墨桜の保護を目的とする。前回の支柱の取り替えは、平成24年度に実施しており、10年以上が経過しており、現状、支柱の土台部分の木材が雨水の浸入や虫害等により激しく劣化している。淡墨桜は老木のためほとんどの枝や幹が空洞であり、自身での支持力を保持することができないことから、支柱としての機能を持たなくなった場合、樹形が大きく変化し、桜の枝折れの可能性が危惧されるため、今後も継続的に淡墨桜を保護していくために、早急に必要な実施がある。

(2) 事業の内容

【令和6年度】

支柱用の木材選定、伐採、防腐処理

契約金額：2,841,300円（県補助選木伐採分）

【令和7年度】

支柱取り替え工事、淡墨桜保護工事（枯死枝の伐採）

契約金額：3,520,000円（国庫補助1/2）

(3) 事業実施による効果等

枝枯れ防止や樹形維持など、淡墨桜の保護に大きな効果がある。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目であるジュニア防災リーダー養成事業、青少年国内派遣事業（沖縄派遣）、淡墨桜天然記念物保護事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

ジュニア防災リーダー養成事業は、青少年の防災意識と行動力を養成し、地域における自主防災活動の推進に大きく貢献している。防災訓練や各種啓発活動への積極的な参加を通じて、地域の自主防災力維持・向上に寄与する効果を期待するものである。

青少年国内派遣事業（沖縄派遣）は、沖縄戦の歴史や基地問題を通じて平和学習を深めるとともに、交流活動による地域リーダーの育成を目的に、研修会や報告会を含め計画的に実施されている。参加青少年は主体的な課題追求能力を養っており、地域社会の未来を担う人材育成に資するものと認められる。

淡墨桜天然記念物保護事業は、国指定天然記念物「根尾谷淡墨ザクラ」の支柱更新や枯死枝の伐採などの保護活動は、老木の樹形維持と枝折れ防止に有効である。令和6年度・7年度の事業は計画的に執行され、大切な文化財の保護に寄与している。

青少年の育成や地域文化財の保護といった本市の重要な施策として着実に推進しており、今後もこれらの事業の継続的な充実と効果的な運用を望む。

教育委員会（教育総務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会教育総務課の随意契約、奨学金返還支援事業、本巣中学校空調改修事業についてを主眼項目として関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

(1) 委託業務

令和7年度の教育総務課における委託業務は「施設防犯及び火災監視警備業務」「非常用発電機点検整備業務」のほか6件であり、理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが4件、同条同項第1号及び2号によるものが3件、同条同項第6号によるものが1件である。

業務内容は、北部の小義学校の防犯等・火災の監視、屋内運動場空調設備に関する非常用発電機点検整備業務のほか、各種保守業務、工事監理業務などである。

(2) 工事請負

令和7年度の教育総務課における工事請負は「本巣小学校パントリー土間改修工事」「糸貫中学校体育館東下水道管改修工事」のほか17件であり、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが7件、同条同項第1号及び2号によるものが11件、同条同項第1号及び5号によるものが1件である。

業務内容は、小中学校の各種改修工事などである。

(3) その他業務

令和7年度の教育総務課におけるその他業務は「本巣小学校仮設トイレ借入れ業務」であり、その理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び5号によるものである。

業務内容は、排水管改修工事に伴う仮設トイレ借入れである。

2. 奨学金返還支援事業について(令和6年度・令和7年度)

奨学金返還支援事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

奨学金の返還に負担を感じている若者層を経済的に支援し、定住を図り、市内で働く労働力や人材の確保につなげる。

(2) 事業の内容

令和6年度から令和10年度までの5年間、毎年度8月1日から9月30日の間に交付認定申請を受け付ける。市から交付決定された者は連続した最長5年間（60ヶ月）が奨学金の補助対象期間となる。対象期間中に返還した奨学金の2分の1（上限あり）を補助する。また、市内企業等の人材確保を図るため市内事業所等に就労している者には加算がある。

○補助対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構の規定による第一種・第二種奨学金
- ・地方公共団体または大学等が実施する奨学金
- ・その他市長が認める奨学金

○補助対象者

次の全てに該当する者

- ・ 35歳未満
- ・ 本巢市に住民登録があり、申請日から5年以上継続して本巢市に居住する意思を有している者
- ・ 奨学金にかかる大学等を卒業し、本人名義で奨学金を借りており、自ら返還を行っていること
- ・ 申請時点で、この事業に類似する補助金の交付を受けていないこと
- ・ 市税等及び奨学金の返還を滞納していないこと
- ・ 補助対象者、補助対象者の世帯内及び同居者に暴力団員がいないこと
- ・ 公務員ではないこと（本巢市職員は除く）

○補助率加算対象者

補助対象者であり、次の要件のうちいずれかに該当する者

- ・ 市内の事業所に従事している者
※正規の職員及び従業員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等の者
- ・ 市内で起業している者
- ・ 市内で第一次産業（農業・林業等）に従事している者

○補助額

- ・ 対象とする期間に返済した額の2分の1（年間上限12万円）
- ・ 市内で働く人については返還した額の3分の2（年間上限16万円）

○補助実績

【令和6年度】

- ・ 補助対象人数：31人
- ・ 補助金額合計：1,362,891円

【令和7年度】

- ・ 補助対象人数：54人
- ・ 補助金額合計：4,985,381円

(3) 事業実施による効果等

若者の市内定住の促進及び市内で働く人を増やし、労働力の確保につながる。

3. 本巢中学校空調改修事業について(令和7年度)

本巢中学校教室等空調改修事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本巢中学校では校舎改築時（平成17年）にエコアイス（エコアイス・氷蓄熱ビル用）を導入した。しかし設置から19年経過したことで経年劣化による室外機などの故障がつついていく。交換部品の製造も年々廃止している状況のため、校舎内を個別空冷パッケージエアコン方式へ変更するため。

(2) 事業の内容

○本巢中学校教室等空調改修工事監理業務

本巢中学校教室等空調改修工事の監理

契約金額：2,090,000円

○本巢中学校暖房機器借入れ業務

本巢中学校の空調工事に伴う空調停止期間に暖房機器を借りるもの

契約金額：686,400円

○本巣中学校教室等空調改修工事

普通教室規模13室、特別教室規模2室、小規模教室6室の計21教室の改修

契約金額：133,100,000円

(3) 事業実施による効果等

エアコンの更新により快適な学校環境を維持することで、生徒の学習意欲に向上につながる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、奨学金返還支援事業、本巣中学校空調改修事業については、適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限って適用できるものである。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規定、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

奨学金返還支援事業は、若年層の経済的負担軽減を図る奨学金返還支援が適切に実施されている。市内定住及び就労促進につながり、補助対象者の増加に伴い補助金額も拡大していることから、若者の労働力確保に寄与している。しかし、申請者が予測人数より大きく下回っていることから、今後は一層の情報発信や周知徹底に努め、支援の対象となる若者へのアプローチを強化されたい。

本巣中学校空調改修事業は、経年劣化による故障に対応し、個別空冷パッケージエアコン方式への切替を計画的に進めている。維持管理計画の充実と適宜の設備更新によって、持続可能な学校環境の確保に努められることを期待する。

定期監査実施対象課及び主眼項目（実績）

	日 時	部局名	課 名	主 眼 項 目
第 1 日 目	2/2（月） 8:49～9:49	総務部	財政課	R7 随意契約について 公用車の管理状況について 入札の状況について
	2/2（月） 10:16～11:11	企画部	企画広報課	R7 委託料について 新たな地場産品創出等推進事業について デジタル人材確保・育成事業について
	2/2（月） 11:14～12:07	市民部	市民課	国民健康保険事業の運営について 戸籍等の氏名の振り仮名追加事業について
	2/2（月） 13:22～14:18	市民部	税務課	R7 随意契約について 税の徴収状況について
	2/2（月） 14:36～15:35	健康福祉部	健康支援課	妊婦のための支援給付事業について 出産・子育て応援事業について
	2/2（月） 15:37～16:10	議会事務局	総務課	政務活動費について
第 2 日 目	2/3（火） 8:48～9:48	産業経済部	林政課	R7 随意契約について ICT 技術等導入支援事業について 林道整備事業について
	2/3（火） 10:07～11:04	都市建設部	建設課	橋りょう点検修繕事業について 防災安全交付金事業について 河川緊急自然災害防止対策事業について
	2/3（火） 11:08～11:52	水道環境部	上下水道課	分担金及び使用料の徴収状況について
	2/3（火） 13:06～14:10	教育委員会	社会教育課	ジュニア防災リーダー養成事業について 青少年国内派遣事業（沖縄派遣）について 淡墨桜天然記念物保護事業について
	2/3（火） 14:29～15:19	教育委員会	教育総務課	R7 随意契約について 奨学金返還支援事業について 本巣中学校空調改修事業について

○実施場所 本巣市役所 3階 第1会派室